

令和2年4月8日

中高層条例及びワンルーム条例の説明方法の運用方針について

両条例は良好な近隣関係の形成及び維持を図ることを目的とし、中高層条例第11条に基づき、建築主は近隣住民に対し当該中高層建築物の規模及び用途等を、ワンルームマンション条例第12条に基づき、建築主等は隣接住民等に対し建築計画及び管理計画の説明を個別の説明又は説明会の開催により行うことが義務付けているところです。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和2年4月7日付けにて特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発令され「人と人との接触を減らす」ことが要請されています。従いまして、感染拡大を予防する観点から両条例の説明方法を暫定的に見直し、近距離での会話が伴う個別の説明、又は多くの人が密集する説明会の開催の代替えとして、占有者、建物所有者、土地所有者の全てに対し、ポストへの投函又は郵送による資料の送付をもって条例の説明義務を果たしたものと致します。なお、この運用は新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、政府の緊急事態解除宣言及び隣接都県から不要不急の外出自粛要請がすべて解除になった日までと致します。